議　　長　休憩を解いて再開いたします。　（10時20分）

日程第４「議案第35号工事請負契約の締結について（令和７年度松田町立松田中学校屋内運動場改修工事（繰越明許））」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町　　長　議案第35号工事請負契約の締結について（令和７年度松田町立松田中学校屋内運動場改修工事（繰越明許））。

令和７年度松田町立松田中学校屋内運動場改修工事（繰越明許）の請負について、次のとおり契約を締結するものとする。

１、契約の目的　令和７年度松田町立松田中学校屋内運動場改修工事（繰越明許）。

２、契約の方法　指名競争入札による契約。

３、請負代金額　一金1億6,830万円也。

４、契約の相手方　神奈川県足柄上郡大井町金子343番地ミマスモール206、渡辺建設株式会社神奈川西営業所、営業所長　小林泰三。

令和８年７月28日提出、松田町長　本山博幸。

提案理由。松田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第２条の規定により、提案するものでございます。よろしくお願いいたします。

議　　長　町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

総　務　課　長　議案第35号工事請負契約の締結について御説明させていただきます。恐れ入ります。議案の２ページ目をお願いいたします。

参考資料１、工事請負契約書の写しでございます。今回の契約につきましては、松田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第２条の規定に基づき、予定価格が5,000万円を超える工事請負契約のため、提案をさせていただくものでございます。

なお、情報公開条例に基づきまして、参考資料１の工事請負者の印影及び次のページ、参考資料２の入札経過調書の自署及び印影等を墨塗りしております。

それでは、参考資料１、工事請負契約書について御説明させていただきます。

１、工事名、令和７年度松田町立松田中学校屋内運動場改修工事（繰越明許）。

２、工事場所、足柄上郡松田町松田惣領1400番地。

３、工期は、松田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づく議会の議決を得た日から５日以内から、令和９年１月29日までででございます。

４、請負代金額は１億6,830万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は1,530万円でございます。

５、前金払、６、部分払は記載のとおりでございます。

７、契約保証金につきましては、請負代金の10分の１以上でございますので、1,683万円でございます。

８、契約金支払場所は記載のとおりでございます。

上記の工事について、発注者と請負者は、おのおの対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を保有する。

なお、この契約は、議会の議決を得るまで仮契約とする。

令和８年７月23日、発注者、住所、神奈川県足柄上郡松田町松田惣領2037番地、氏名、松田町長　本山博幸。

請負者、住所、神奈川県足柄上郡大井町金子343番地ミマスモール206、氏名、渡辺建設株式会社神奈川西営業所、営業所長　小林泰三。

次のページをお願いいたします。参考資料２、入札経過調書でございます。

最上段の一番左側の欄、予定価格から左から４番目最低制限価格の110分の100について御説明いたします。

一番左側の予定価格は１億7,957万5,000円でございます。左から２番目の入

札書比較価格は１億6,325万円で、予定価格の消費税抜きの価格でございます。左から３番目の最低制限価格は１億6,718万4,325円で、この最低制限価格は、契約内容に適合した工事の履行を確保するために設けるもので、本町は500万円以上の工事を対象に設定しております。左から４番目の最低制限価格の110分の100は最低制限価格の消費税抜きの価格で１億5,198万5,750円でございます。一番右側の欄、入札執行場所は電子入札でございます。

件名及び場所につきましては、記載のとおりでございます。

入札年月日は令和８年７月22日、午前９時開札でございます。

入札参加者の名称でございますが、最上段の今泉建設株式会社から最下段の渡辺建設株式会社までの11者でございます。

第１回入札の欄を御覧ください。最下段の渡辺建設株式会社が１億5,300万円で入札いたしました。この価格は消費税抜きの価格でございます。この価格が最上段の左から２番目、入札書比較価格１億6,325万円を上限とし、左から４番目の最低制限価格の110分の100の１億5,198万5,750円を下限とする範囲内にあり、かつ、その範囲内で最も低い入札価格であったため、落札者としたものでございます。

最上段の右から２番目の落札価格を御覧ください。第１回入札価格１億5,300万円に消費税を加算いたしました１億6,830万円が契約金額となります。

恐れ入ります。次のページをお願いいたします。参考資料３でございます。

当該工事の平面図でございます。工事箇所は平面図の中央辺り、色で塗られている部分でございますが、こちらが屋内運動場でございます。工事内容は、屋根改修工、外壁塗装工、照明器具工事等でございます。

次のページ、参考資料４は、サッシ改修箇所をお示ししたものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　　担当課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

１　番　北　　村　　全協で御説明あったと思うんですけど、空調設備導入に向けての改修工事の第一弾というか、そういったところの捉え方だと思います。

実際これの工事が終わって、その後のスケジュール感なのと、実際にこの運動場のエアコンが効くのはいつ頃になるか。この運動場全てについてエアコンを導入する御予定なのか。運動場といっても運動場とか、柔道場とか、剣道場とか、多目的室とか、卓球場とかありますけれども、これに全てについてエアコンを設置される御予定なのか、今後の見通しを教えてください。

教　育　課　長　それでは、北村議員の質問にお答えしたいと思います。

今後の予定ということで、今のところ来年度以降と、次年度以降というような回答になろうかと思います。やはり補助金の獲得というのはどうしても必須になってきますので、これから手を挙げて、補助金の採択等も見ながら予算計上していくのかなというふうに思います。また例年、前倒しということでさせていただいて、町に有利な形で予算計上するとか、そういったこともございますので、スケジュール的には、具体的内容としては次年度以降というところで計画をしております。

１階、２階、どこだけなのかという話ですけども、こちらもすみません、ちょっと予算の関係がございますので、計画というか、今後そこを見ながら決めていくような形になろうかなというところでございます。

１　番　北　　村　補助金の獲得次第とはなるけれども、早くても来年度というような感覚でよろしいですかね。

教　育　課　長　そのとおりでございます。

議　　長　よろしいですか。ほかにございますか。

４　番　中津川　参考資料の２をちょっと見ていただきたいんですけれども、今回は指名競争入札で11者が選定されて、このうち辞退、棄権を含めて７者。６割越えがこういう状況になっています。この工事だけじゃなくて、これまでの大型工事においても、こういった状況が続いています。公共事業の公平性ですとか、透明性を確保する上で、なるべく多くの業者に応札をしていただくことが必要ではないかと思っています。

町では、こういった指名競争入札の指名業者の選定については、どのような基準で選定されているのか、その辺をちょっと確認させてください。

副　　町　　長　　これは全体的な関係ですので私のほうから。

議員さん御存じのように、やはり入札につきましては、一般競争入札が基本と私どもは考えてございます。

ただ、やはり工期の限定ですとか、そういったところにつきましては、やはり事務時間というんですか。そういうところの短縮等を図るべきときは、やむを得ず指名競争入札という形も取らせていただいております。

今回についても工期というところが、やはり夏休み等々に必要な部分を工事期間として設けたいといったところで、指名競争入札を選択させていただきました。

ちなみに、指名競争入札と一般競争入札の契約の事務なんですが、約半月ぐらいは違ってきます。やはり一般競争入札ですと45日ぐらいかかってしまいまして、指名競争入札の選考にしますと約30日、１か月といったところで、やはりその辺の15日という差をもって、工事のほうの適正な工期を設けたいというところから、今回については指名競争入札を選ばせていただいています。

業者の選考につきましては、やはり金額もございますし、何しろ実績というところを大きくポイントに置いてございます。それとやはり金額も、やはり神奈川県のランク別というところを基本にさせていただいているというところも、一つ選考の基準とさせていただいています。

最近、議員がおっしゃるように辞退というところが非常に多くなっております。この辺は可能な限り入札が完了した後、差し支えない部分については、いろいろ辞退した業者さん等々に事情を伺っているところもございますが、やはり技術者の不足とか、工期内に資材が準備できるかとか、やはり会社の中でもそのような検討をした中で、やむを得ず辞退というところは意見が見受けられるというところが現状でございます。

うちのほうといたしましても、指名選考委員会で非常にこの辺は毎回議論をしているところもございますけども、今後につきましては、なるべく一般競争入札というところを基本に置いて進めていきたいなというふうには考えを持っております。

４　番　中津川　　ありがとうございました。行政によっては限られた工期の中で、どうしても技術者を確保できないとか、もともと選考委員会の中では各業者の技術者の数だとか、そういうのは当然把握をされていると思うんですけども、物価高騰でなかなか資材の調達に行けないという状況の中で、今おっしゃったように今後とも一般競争の面も含めて、改善を図られていっていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ほかにございますか。よろしいでしょうか。

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数 ）

異議なしと認めます。討論に入ります。

（「省略」の声あり ）

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数 ）

異議なしと認めます。討論を省略し採決を行います。

議案第35号工事請負契約の締結について（令和７年度松田町立松田中学校屋内運動場改修工事（繰越明許））について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。